

預けて安心!

自筆証書遺言書 保管制度

あなたの大切な
遺言書を守ります

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

遺言書の
保管の申請には

3,900円が
かかります。



遺言書ほかんガルー



自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPへ!

法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

遺言書保管

検索

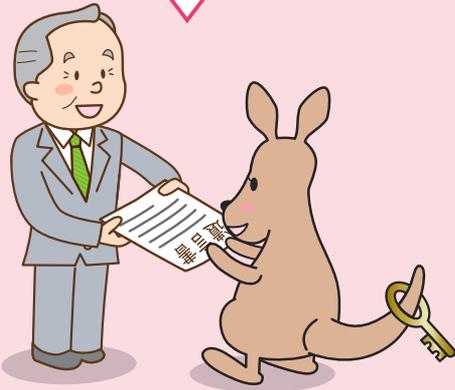


宇都宮地方法務局

本局供託課	028-623-0923	日光支局	0288-21-0309
真岡支局	0285-82-2279	大田原支局	0287-23-1155
栃木支局	0282-22-1068	足利支局	0284-42-8101

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも
備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。